

全司法本部との対応結果

- 1 年月日 平成30年8月31日(金)
- 2 場 所 ①人事局総務課長室 ②職員管理官室
- 3 出席者 (当局側) 和波総務課長(①のみ), 山根職員管理官, 寺島補佐
(本部側) [REDACTED], [REDACTED]

4 要 旨

【① 人事局総務課長室での説明】

- 平成31年度概算要求について
(当局)

当局からの説明は別紙1のとおり

【② 職員管理官室での説明】

- 平成31年度概算要求について
その後のやりとりは別紙2のとおり

以 上

平成31年度概算要求（増員関係）について

国家公務員の定員について、政府は、平成26年7月25日、業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むこと等を内容とする「国家公務員の総人件費に関する基本方針」を閣議決定し、同日、毎年2%（5年10%）以上を合理化すること等を内容とする「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を閣議決定しており、国の財政状況が逼迫している中、既存業務の増大への対応は定員の再配置により対処する方針を明確にするなど、増員を取り巻く情勢は非常に厳しい状況になっている。

裁判所としては、社会経済情勢の変化等を背景として個々の事件がより一層複雑困難化している民事訴訟事件の審理を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律による成年後見関係事件の更なる増加や、相続法制の改正に伴う新たな審判類型の申立てへの対応も含め、これらの事件について、より適正迅速な処理を図るためには、裁判部門の処理態勢を更に強化する必要がある。また、平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、今後、各自治体において、中核機関の設置及び地域連携ネットワークの構築に向けた活動が活発化することが予想され、家庭裁判所も、地域連携ネットワークの関係機関の一員として、各自治体や各種団体との協議会等に積極的に参加することが求められるところ、そのための態勢を強化する必要がある。

さらに、昨今、サイバーセキュリティ対策の重要性が高まる中で、秘匿性が高い情報やプライバシー情報を多く扱っている裁判所としては、引き続きセキュリティ対策を講じるとともに、裁判事務を支援する新たなシステムの開発・導入展開・運用保守、裁判手続等のIT化の検討・準備及び庁舎新営等に伴う業務への適切な対応を図るため、事件処理を支援する司法行政部門の態勢を強化する必要がある。

このほか、政府の「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」の趣旨を踏ま

え、裁判所においても、平成27年度以降、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための増員を要求しており、本年も更なる推進を図る必要がある。

そこで、平成31年度は、極めて厳しい財政状況の下ではあるが、裁判官（判事）40人、書記官24人、事務官33人の合計97人の増員要求を行うこととした。

なお、判事については、判事補から判事へ25人の振替要求、書記官については、速記官から書記官へ2人の振替要求を行うことにしており、今回の要求数はこれらの振替要求を含んだものである。

また、事務官については、業務見直しによる事務官から事務官への20人の振替を含むものである。

おって、平成31年度については、先に述べた閣議決定を踏まえた協力要請を受けて、裁判所では、定員合理化計画に協力するため70人の定員削減を予定している。

この70人には、業務見直しによる事務官から事務官への振替分20人が含まれる。

平成31年度概算要求（増員以外）について

平成31年度概算要求の概要は、別添1「平成31年度概算要求の概要」のとおりである。

今回の概算要求では、司法権の適正な行使のために必要と考えられる予算額を要求したものであるが、今後の予算編成過程においては、財政当局から、国の厳しい財政状況を背景に、更なる要求内容の削減を求められることも想定されるところである。

平成 3 1 年度概算要求の概要

		(単位：百万円)	
		概算要求等額	(前年比)
概算要求総額		327,398	6,187
〈主要経費〉			
(1) 民事事件関係経費		3,649	449
(2) 刑事事件関係経費		4,407	381
(3) 家庭事件関係経費		6,285	▲ 85
〈人的機構の充実〉			
増員要求	97人		
判 事	40人		
書記官	24人		
事務官	33人		
※判事補から判事への振替25人、速記官から書記官への振替2人を含む			
定員合理化	70人		
〈裁判所施設の整備〉			
裁判所庁舎の耐震化ほか		19,351	3,958

施設の主な案件については別添2のとおり

平成31年度概算要求施設主要案件

1 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化

(新規分) 2庁

地家裁支部 (大津) 彦根 (33)

(津) 伊賀 (34)

(継続分) 4庁

地家裁支部 (神戸) 柏原 (33)

(名古屋) 半田 (32)

(熊本) 玉名 (32)

簡裁 (福井) 大野 (32)

(2) 改修による耐震化

(新規分) 3庁

地家裁支部 (千葉) 佐原 (31)

簡裁 (東京) 新島 (31)

研修所 総研大阪分室 (31)

(継続分) 5庁

最高裁 (32)

本庁 大阪高地裁 (33)

熊本地裁(保存庁舎) (31)

地家裁支部 (仙台) 気仙沼 (31)

簡裁 (青森) 野辺地 (31)

2 庁舎新営

(新規分) 1庁

本庁 津地家裁 (37)

(継続分) 5庁

本庁 (東京) 中目黒分室(仮称) (33)

仙台高裁秋田支部秋田地家裁 (35)

地家裁支部 (広島) 福山 (34)

(松江) 浜田 (33)

簡裁 (札幌) 静内 (32)

3 庁舎増築

(継続分) 1庁

本庁 熊本家裁 (33)

【増員関係】

(増員要求数)

- 判事の増員要求数を40人としたのはなぜか。

近時の事件動向を踏まえた上で、より一層複雑困難化する事件に適切に対処する必要があることなどから、判事40人の増員を要求することとしたものである。

- 判事補から判事へ25人の振替要求を行ったのはなぜか。

近時の事件動向等を踏まえ、判事40人の増員を要求することとした一方で、判事補は952人の定員を維持する必要性が低いことから、国の極めて厳しい財政状況等を踏まえて検討した結果、25人の振替要求を行うこととしたものである。

- 振替を含めた書記官の増員要求数は昨年よりも1人減ったのはなぜか。

書記官は、裁判所の基幹官職として、適正迅速な裁判を実現していく中で重要な役割を果たしていると認識しており、これまでも事件動向等を踏まえながら、必要な人員の確保に努めてきたものである。具体的には、平成9年からの20年間で振替を含めて2900人を超える大幅な増員を行ったほか、平成29年度に24人、平成30年度に19人の増員をして、繁忙庁を中心に配置し、必要な態勢整備を行ってきたところであり、平成31年度については、書記官24人を増員すれば、現有人員の有効活用と

併せて、より適正かつ迅速な事件処理を行っていけると判断したものである。

- (判事, 判事補を含めた) 裁判官全体の増員要求数としては昨年に比べ減少し, 書記官も減少しているが, 更に大幅な増員要求を行うべきである。

国の財政状況が逼迫している中, 行政府省は既存業務の増大への対応を定員の再配置により対処することとされ, 国家公務員の定員を巡る情勢は, これまでにない極めて厳しいものとなっており, 裁判所を含め, 人員増に対する風当たりはますます強くなっている。書記官の増員については, 財政当局からは, これまでの定員増による増員効果を指摘されており, 事件数の動向では, 成年後見関係事件を除いて各種事件で減少又は横ばいとなっている中で, 適正迅速な裁判を実現するため, 裁判部門の充実強化に向けた必要な人員の確保という観点から書記官24人の要求を行うこととしたものである。

- 保釈中の被告人などの事件の警備や所持品検査の負担が増しているが, その対応のための増員はしないのか。

裁判所がその使命を適切に果たし社会の期待に応えていくためには, 裁判所での安全が確保され国民が安心して裁判所を利用できるようにする必要がありと考えており, 全ての来庁者が安全に裁判所を利用できる, 実質的な裁判の公開という理念を確保するため, 外注警備員の活用を含めて, 必要な対策を講じているところであり, 現段階において, 警備等のために

増員する必要があるとまでは考えていない。

- 成年後見関係事件の増加が著しいにもかかわらず、なぜ、家裁調査官の増員を要求しないのか。

家事事件は、後見関係事件が引き続き増加傾向にあるものの、少年事件については長期的に見た場合、減少傾向が続いており、平成29年の新受事件数は、近年のピークであった昭和58年に比べて約9分の1程度まで減少している。家事事件は継続して増加しているものの、その主たる要因である成年後見関係事件に関する家裁調査官の関与の範囲は限定的である上、家裁調査官については、平成12年度から平成16年度まで毎年5人ずつ増員するとともに、平成15年度から平成18年度まで合計43人の事務官からの振替を行い、平成21年度については、5人の増員を行っていることから、平成31年度においては、現有人員の有効活用をすることによって、家事事件の適正迅速な処理を図ることができると判断したものである。

- 増員の理由として家庭事件の処理の充実強化を挙げているが、なぜ、家裁調査官ではなく、書記官の増員を要求することになるのか。

引き続き事件増加が続いている成年後見関係事件の処理において、本人の意見聴取等、家裁調査官が担うべき分野については、これまで、先ほど述べた家裁調査官の増員等によって態勢を整備し、併せて、効率的な事務処理を工夫することにより、事件数が増加する中でも適正な調査が行われ

るよう努めてきたところである。他方、成年後見関係事件の適正な処理のためには、家裁調査官が行う調査のみならず、書記官による法的な要件の審査、所定の手続の履践、事件関係者に対する制度の説明が必要不可欠である。また、後見等監督事件の適正な処理のためには、後見人等から提出された報告書や財産目録等の審査をはじめ、後見人等や関係職種との連絡・調整などの役割を書記官が担っていくことが求められている。加えて、相続法制の改正に伴い、新たな審判類型（被相続人の親族で相続人以外の者が、被相続人の療養看護等は無償でしたことにより被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした場合には、相続の開始後、相続人に対して金銭の支払を請求することができることとするもの）が創設されるなど、来年度以降、一定数の申立てが予想されることから、その事件増に対応するためには、調停・審判事件を担当し、進行管理・調書作成等の事務を担う書記官の増員が必要不可欠である。そのため、成年後見関係事件や新たな審判類型への対応を中心として、家庭事件を適正迅速に処理するためには、書記官の増員が必要であると判断したものである。

- 後見等監督事件は、性質上、長期的に係属することが予想される事件であり、事務量は将来に向けて増加する一方であるが、将来の事務処理態勢についてどう考えているのか。

現在、政府において、成年後見制度利用促進基本計画に掲げられた成年後見制度の利用促進へ向けた各施策が推進されており、各家裁においても、基本計画を踏まえ、地方自治体や専門職団体との連携に向けた取組が進められていることから、今後、成年後見関係事件の動向をはじめ、成年後見制度を取り巻く状況が変化することが考えられる。

後見等監督事件については、これまでも、事務処理の合理化や各庁における運用の改善が図られてきたところであるが、今後も引き続き事務処理の在り方について検討するとともに、成年後見制度利用促進法施行後の事件動向や事件処理状況等を踏まえながら、適正な人員配置に努めていきたい。

(児童福祉法改正への対応)

- 改正児童福祉法が今年の4月から施行されたところであるが、その対応のために、家裁調査官の増員が必要ではないか。

家裁調査官については、これまでも、事件数の動向及び事件処理状況等を踏まえて、態勢整備に努めてきたところであり、改正児童福祉法の施行に伴って増加する事件数や事務の増加について、少年事件数が大幅に減少している実情を併せ考慮すると、平成31年度においては、現有人員の有効活用をすることによって、適正迅速な処理を図ることができると考えているが、改正児童福祉法施行後の事件動向及び事件処理状況等を踏まえつつ、必要な態勢整備について検討することになる。

- 「事件処理の支援のための体制強化」とは何か。

近時、日本年金機構における個人情報流出事案の発生など、政府機関に対するサイバー攻撃の脅威が深刻化し、サイバーセキュリティ対策の重要性が高まっている中、全国の各裁判所は、それぞれが秘匿性の高い情報や高度なプライバシー情報を多く扱っていることから、裁判所としてもサイ

バーセキュリティ面の対策を講じる必要がある。

また、情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展により、国民の生活に関わる様々な分野で手続のオンライン化が浸透する中、昨年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」を受けて内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果の取りまとめが、本年4月に公表されたところであり、その中では、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする裁判手続等の全面IT化に向け、克服すべき課題や環境整備等に即し、順次、新たな運用を開始するものとされている。なお、本年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」の中でも、司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すものとされている。

裁判所としても、現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについては速やかに実現を図りつつ、裁判手続等の全面IT化の検討過程で生じる様々な問題や業務に対し、適正かつ迅速に対応していく必要がある。

さらに、裁判事務を支援する新たなシステムの開発・導入展開・運用保守に伴う業務へ対応する必要があることに加え、裁判所の利用者の利便性や裁判実務への影響にも配慮しつつ、庁舎新営等に伴う事務を円滑に行う必要もある。

そこで、こうした問題に対処し、適正迅速な事件処理を支援する司法行政部門の体制強化を行うため、増員を要求した。

○ 「事件処理の支援のための体制強化」のための増員要求数はいくつか。

24人である。

- 定員合理化により司法行政部門において、行(二)職員を削減してきている中、なぜ司法行政部門の行(一)職員（裁判所事務官）の増員を要求するのか。

これまでも説明しているとおり、裁判所は行政機関ではないが、政府からの協力依頼を踏まえて、国家の一機関として、他の行政官庁と同様に、事務の効率化等必要な内部努力を行い、定員合理化に協力することは必要と考えているが、一方で、増大する新規業務に適切に対応するため、既に述べたとおり、裁判部門を支援する司法行政部門の体制を強化する必要があることから、裁判所事務官の増員を要求したものである。

- 具体的にどの部署で増員を検討しているのか。

裁判手続等のIT化を所管する部署や情報セキュリティを担当する部署のほか、庁舎新営等を担当する部署等の増員を考えているが、具体的な配置については、今後検討していくことになる。

- 検討するとのことだが、下級裁の司法行政部門にも増員するのか。

既に述べたとおり、裁判所においては、下級裁においても秘匿性の高い情報や高度なプライバシー情報を多く扱っていること及び庁舎新営等に伴う事務も担っていることから、下級裁の司法行政部門の体制強化についても検討する必要があると考えている。

- 下級裁には何人増員するつもりなのか。

下級裁の司法行政部門の体制強化についても検討する必要があると考えているが、具体的な増員数については、下級裁の事務処理状況等を踏まえて今後検討することになる。

- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」による増員要求とは何か。

平成27年度以降、政府において、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」の趣旨を踏まえて、仕事と育児の両立支援制度の利用促進や育児休業からの復帰後の支援等の観点から、定員上の措置が行われたと聞いている。

裁判所は、同協議会の構成員ではないため、同取組指針の対象とならないものの、指針の趣旨等を踏まえて、平成27年度以降、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための増員を要求しており、本年も同様に取組を拡大する必要があることから、昨年度に引き続き、書記官及び事務官について増員要求を行ったものである。

- 増員要求した定員はどのように活用されるのか。

仕事と育児の両立支援制度の利用促進や育児休業からの復帰後の支援等

を行うことにより女性活躍やワークライフバランスの推進を図るという観点から、育児の事情を抱えた職員を支援する職員を配置する等して、育児と仕事の両立が実現し、職場のワークライフバランスを推進するような人的態勢を確保するために活用する。

具体的には、これまでの取組を踏まえ、最高裁判所及び下級裁判所において、そのような取組を行うことが必要な部署に配置することを考えている。

- 最高裁及び下級裁に増員した国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のため定員はどのように活用しているのか。

育児の事情を抱えた職員が配置された部署に配置して、同職員の業務の代替・支援等を行っている。

- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」による増員要求数はいくつか。

11人である。

- 書記官と事務官の内訳はどうなっているのか。

書記官2人，事務官9人である。

- 具体的にどの庁に配置するのか。

具体的な配置については、今後検討することになる。

- 下級裁には何人配置するつもりなのか。

引き続き、下級裁においても、女性活躍やワークライフバランスの推進を図っていく必要があると考えているが、具体的な下級裁の配置数については、育児の事情を抱えた職員の活躍やワークライフバランス推進を図り、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」の趣旨に適った活用の在り方という観点から、今後検討することになる。なお、書記官については、基本的には、下級裁への配置となる。

- 昨年度に引き続き、書記官について「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための増員を要求することとしたのはなぜか。

書記官については、昨年度、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための定員を新たに配置し、いずれもその趣旨に沿った活用がなされているところ、そのような活用状況等も踏まえて検討した結果、引き続き、書記官についても同定員を要求することで、育児の事情を抱えた職員の活躍やワークライフバランス推進をより一層図ることとしたものである。

- 家裁調査官については「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための増員を要求しないのか。

家裁調査官についても、育児等の事情を持つ職員が一定程度存在することは認識しているところ、これまでに増員した事務官や書記官の定員の活用状況のほか、家裁調査官の職務の特性を踏まえつつ、単に育児や介護等の制度取得によって欠けたマンパワー分を補填するだけでなく、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための定員により、子育てや介護をしながら活躍できる職場作りの実現にどのように生かすことができるかといった観点も含め、引き続き検討していくことになる。

- 育児や介護の事情を持つ職員が増加していることから、こうした措置をさらに拡大すべきではないのか。

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進」のための定員の趣旨は、単に育児や介護等の制度取得によって欠けたマンパワー分を補填するだけでなく、仕事と生活の調和を図り、子育てや介護をしながら活躍できる職場作りを実現することにあるところ、こうした措置の拡大については、行政府省の動向や裁判所における取組の実績等を踏まえて検討していくことになる。

(速記官の振替)

- 昨年度同様、速記官の書記官への振替要求を2人にしたのはなぜか。

これまで緩やかに録音反訳方式に移行し、速記官として働き続けること

を希望する職員の任用等に支障が生じない範囲内で、速記官から書記官への振替要求をしてきたところであり、平成31年度においても、速記官定員の欠員数等も踏まえた上で、2人を振り替えることにしたものである。

- 今後も速記官から書記官への振替を要求していくのか。

これまで説明してきているとおり、緩やかに録音反訳方式に移行していくという当局の方針に変更はないが、次年度以降の振替要求数についても、速記官定員の欠員数等を踏まえて検討していくことになる。

(事務官の振替)

- 業務見直しによる事務官から事務官への振替要求はどのようなものか。

最高裁判所におけるシステム開発等に係る新規業務や下級裁判所の庁舎新営等に係る業務を所管する部署を強化するため、業務の見直しによる合理化が可能な部署で減員を行うことで、事務官から事務官への振替要求を行ったものである。

- 人員を削減する部署はどの部署か。

合理化により人員を削減する部署については、今後検討していくことになるが、最高裁判所と下級裁判所の司法行政部門において、事務の合理化ができないか個別に検討していくことになる。

- 最高裁判所と下級裁判所それぞれの事務官削減数はいくつか。

具体的な庁及び部署については、今後検討していくことになるが、最高裁判所12人、下級裁判所8人を予定している。

- 今後は事務官から書記官への振替は行わないのか。

今後の振替要求については、増員の必要性を踏まえつつ、事務処理の合理化、効率化という観点から事務処理態勢の見直しを不断に図りながら、事務官の職場状況等を踏まえて検討していくことになる。

(書記官の増員)

- 書記官は今後どの程度増員していくつもりなのか。具体的に説明されたい。

今後の事件動向はもちろんのこと、民事、刑事、家事及び少年の制度的又は手続的変更、事務処理のIT化等、書記官の事務やその処理態勢に種々の影響を与える各種要因やそれに応じた内部の事務処理態勢等も考慮し、適正迅速な裁判を行っていくために必要な人員の確保を図っていく必要があると考えている。

しかし、今述べたように、不確定な要因が多く、現時点で今後の具体的な必要数は言えないことを理解してほしい。

- 裁判所の合理化数はどのようにして決めたのか。

内閣からの協力要請を受け、行政官庁における削減合理化目標数、合理化率などを見ながら、国家公務員の定員を巡る情勢が厳しさを増す中で、引き続き裁判部の充実・強化を図っていくことについて国民の理解を得るという観点に立ちつつ、事務の効率化等による削減可能数を考慮して、自主的に決めたものである。

- 合理化数を70人としているのはなぜか。

閣議決定においては、業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むことや毎年2%（5年10%）以上を合理化すること、また、既存業務の増大への対応は定員の再配置により対処する方針を明確にしているところであり、先に述べたような事情を総合考慮すると、昨年と同程度の合理化協力は不可避と判断したものである。

- 合理化減はどの官職で受けるのか。

どの官職で受けるかについては、今後検討していくことになるが、業務見直しによる事務官から事務官への振替20人については、定員削減に含めることを考えており、その余については、基本的には、行(二)職を削減することになる。

【増員以外】

- 7月10日に閣議了解された「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」（以下「概算要求基準」という。）の内容を説明してもらいたい。

今回の概算要求基準は、昨年とほぼ同様の枠組みではあるが、①人件費を含む義務的経費については、前年度当初予算額に相当する額の範囲内で要求し、②施設費を含む裁量的経費については、前年度当初予算額の90%に相当する額の範囲内で要求するとともに、骨太の方針、未来投資戦略等を踏まえた諸課題について、前年度当初予算額から削減した10%の額の3倍を上限とする要望を認めることとされている。

また、この概算要求基準を受けた平成31年度予算は、「基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたりこれまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する、とされていることから、今後、最終的な政府案の決定まで、極めて厳しい折衝が続くことが予想される。

- 裁判所は特別機関なのであるから、概算要求基準に従う必要はないのではないか。

今回の概算要求基準は、予算の柔軟性に乏しい裁判所にとって極めて厳しい内容であったが、裁量的経費の削減について裁判所の特殊性を主張する余地は乏しいことや昨今の厳しい財政状況等を考慮し、政府からの協力

要請を受けて、裁判所としても基本的にはこの基準に沿って概算要求をすることとしたものである。

- 「前年度当初予算額から削減した10%の額の3倍を上限とする要望」について、裁判所では、どのような要望を行ったのか。

裁判所からは、新規分である改修による耐震化3庁に係る経費など合計約81億円を要望した。

- 「民事事件関係」の主なものは何か。

民事調停委員手当、労働審判員経費等である。

- 要求額が増加しているのはなぜか。

民事調停事件の事件動向等を考慮の上、民事調停委員手当等の要求額を減額する一方で、未来投資戦略で取り上げられた裁判手続等のIT化の推進に向けた経費や新督促手続オンラインシステムの開発経費等を新たに計上したことが主な要因である。

- 裁判手続等のIT化の推進に向けた経費は、どの程度計上したのか。

2億5100万円程度である。

- 裁判手続等のIT化の推進に向けた経費の中身は何か。

内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめの中では、2019年度中に現行法の下でも可能なウェブ会議等を積極的に活用した争点整理手続等の運用について、特定庁での試行等による目に見える成果が期待されるとされている。この経費は、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理手続等の試行・運用を開始するためのウェブ会議用パソコン等の備品費やインターネットの回線使用料などである。

- 新督促手続オンラインシステムを開発するのはなぜか。

現行システムは、これまで必要に応じて改修を行うことで機能面の充実を図ってきたところであるが、裁判所のシステム最適化計画の方針に従い、裁判所全体として真に必要なかつ合理的な情報システムを構築することで運用保守費用の縮減と情報セキュリティ対策の充実強化を図るため、平成31年度から平成32年度にかけて新システムの開発を行うこととしたものである。

(参考)

・新督促手続オンラインシステム開発等経費 約4.0億円

- 新督促手続オンラインシステム（新督オン）は、現行のシステムからどのよう

に変わるのか。

申立てから審査・支払督促発付・債権者への通知・進捗状況照会など一連の手続全体のオンライン化機能については、新督オンにおいても変わらない。一方、利用されていない申立類型や利用頻度の低い機能については見直しを行う予定である。

- 現行のシステムから操作方法に変更が生じるのか。

詳細は未定であるが、基本機能は現行システムから大きく変わるものではない。

- 裁判所全体としてのIT関連予算の低減と合理化を実現することが新督オンの開発目的であるとの説明であるが、どの程度の効果があるのか。

平成29年度に行ったコンサルティングでは、利用の少ない申立類型や機能を廃止してシステムをスリム化し、現行の後処理方式を見直すことで、システムの運用保守に要するコスト削減を図ることが可能であるとの報告がされた。

- 現行の後処理方式は維持されるのか。

新督オンでは、当事者に対する郵便物について、A3特殊用紙を折りた

たみ圧着する方式を見直し、汎用的な規格の用紙を使用することから、現行の特注用紙及び特注機器を使用する後処理方式は廃止する。

※ 現行の後処理方式とは、A3特殊用紙を使用して、当事者に対する郵便物を印刷、加工するために必要なすべての機能を配置した後処理サブシステムを実現するために必要となる、高速両面漢字プリンタ装置、圧着式メーリング装置及び送達報告書貼付装置の機器を利用して作業する一連の処理方式をいう。

- 現行の後処理方式が廃止されると、業務に与える影響が大きいため、後処理機を廃止しないでもらいたい。

業務に与える影響を考慮して、現行の後処理機を廃止する代替策として、封入封かん機、紙折り機、送達報告書の貼付機等の汎用的な機器を導入する予定である。

- 今後の開発スケジュールを教えてください。

具体的な開発スケジュールは未定である。

- 「刑事事件関係」の主なものは何か。

裁判員制度関係経費や心神喪失者等医療観察事件関係経費等である。

- 要求額が増加しているのはなぜか。

裁判員裁判事件の事件動向等を考慮の上、裁判員の旅費・日当等を減額する一方で、裁判事務支援システム（高裁・簡裁刑事部分）の開発経費を新たに計上したことや平成31年度にリース期間の終了を迎える裁判員法廷等のIT機器の更改に伴う経費を計上したことが主な要因である。

- 「家庭事件関係」の主なものは何か。

家事調停委員手当等である。

- 要求額が減少しているのはなぜか。

家事調停事件の事件動向等を考慮の上、家事調停委員手当等の要求額を減額したほか、裁判事務支援システム（少年）の開発経費等の所要額が前年度より減額となったことが主な要因である。

- 録音反訳委託費の要求内容はどのようになっているか。

事件の動向や予算の執行状況、速記官の退職者数等を考慮した要求をしている。

- 電子速記タイプライターの調達に必要な経費は、要求したのか。

電子速記タイプライターの整備に必要な経費として、3300万円程度を要求した。

- 前年度はどの程度だったのか。

前年度は3000万円程度である。

- 増額となっているのはなぜか。整備する台数を増やすのか。

見積り単価の増額によるものであり、前年度と同じく30台の整備に必要な経費として要求したものである。

- 全国で30台では少なすぎるのではないか。

速記タイプライターの後継機種として電子速記タイプライターを計画的に整備していくこととなるため、平成31年度は30台の整備に必要な経費を要求したものである。

- 購入台数を30台とする理由は何か。

今年度、電子速記タイプライター30台について調達の手続を進めているが、電子速記タイプライターは外国のみで製造・販売されており、そうした物品を国の予算で購入する経験がなく、現時点でもなお調達に当たって不確定要素があることから、平成31年度の概算要求でも同様に、購入台数を30台とするものである。

- 最終的に、合計何台を購入する予定か。

各庁の速記官の配置数や立会状況、執務室の状況等を考慮して、執務に支障が生じないように今後決めていくことになる。

- 平成31年度に調達する電子速記タイプライターの整備予定庁、整備台数はどのようなになっているのか。

各庁の速記官の配置数や立会状況、執務室の状況、平成30年度に整備を予定している分の整備庁、整備台数等を考慮して、今後決めていくことになる。

- IT関連ではどのような要求を行ったのか。

裁判事務処理等のシステム経費、J・NETの維持管理経費等を要求している。

- 「裁判事務処理等のシステム経費」とは具体的にどのような経費か。

現行の裁判事務処理システム（民事・家事，刑事），督促手続オンラインシステム，保管金事務処理システム等の運用，保守等のための経費のほか，裁判事務支援システムや新督促手続オンラインシステムの開発等に係る経費である。

- 音声認識システムについては，どのような要求を行ったのか。

裁判員裁判における実運用を踏まえ，システムを円滑に運用するために必要な経費のほか，機器の更改に向けたソフトウェアの改修経費を要求することとした。

- 外注警備の業務委託費については，どのような要求を行ったのか。

警備業務委託費については，庁舎入口での常時の所持品検査を新たに実施した庁を含め，各庁の実績額等を考慮して必要な経費を要求した。

- 警備業務委託費の要求額は，どの程度か。

15億0600万円程度である。

- 庁舎入口での常時の所持品検査はどの庁で新たに実施したのか。

平成29年度以降、大阪、名古屋、仙台の高地裁庁舎、横浜地裁、さいたま地家裁、千葉地家裁の各庁舎において庁舎入口での常時の所持品検査を開始し、今年度内に広島高地裁、神戸地裁の各庁舎で開始を予定しているものと承知している。

- 庁舎入口での常時の所持品検査を実施する庁は、今後も拡大していくことになるのか。

今後については、各庁における所持品検査の実施状況等を踏まえつつ、対応を検討していくことになる。

- 裁判所の省庁別宿舍使用料における経年リセット条項の適用に関して、返還対象者に返還する差額相当額の予算は要求したのか。

返還対象者に返還する差額相当額として、2億3400万円程度を要求した。

- 返還対象者の人数と返還額の概算等を教えてもらいたい。

各庁の宿舍事務担当者に依頼して返還対象者を特定するとともに、差

額相当額を計算してもらったところであるが、現時点においては、平成31年度の概算要求に向けて不足が生じない予算を要求するという観点から集計したものであり、返還対象者の人数と返還額の概算等については、今後、返還できる時期が確定した際に改めてお知らせすることとしたい。

- 司法修習に関連した予算要求はどのようなものか。

修習給付金（約34.0億円、前年度比約0.4億円増）、司法修習生に貸与する修習資金（約10.3億円、前年度比約0.1億円増）のほか、貸与申請受付等に必要な業務委託費等を要求している。

- 建替えによる耐震化として、大津地家裁彦根支部及び津地家裁伊賀支部を選定した理由は何か。

老朽、狭あい庁舎の新営増築については、職員の勤務条件に関わる問題として、常に関心を持って努力しているところであり、必要性、緊急性の度合いや当事者の利便を勘案しながら、予算要求をしているところである。

大津地家裁彦根支部については、昭和39年建築の庁舎のRC造の本館と、明治16年に現在地に移築され、彦根市の指定文化財である木造建築の長屋門庁舎で構成され、RC造の本館については、現行の耐震基準を満たしておらず（耐震評価a，評価値0.41）、また、長屋門庁舎についても耐震診断の結果、大規模地震発生時には倒壊の危険性が高く、耐震化を図る必要がある。加えて、本館については壁の各所にクラックが生じ

ているなど躯体の劣化が著しく、老朽化による排水管の詰まりや、分電盤の経年劣化等、施設面の機能低下が著しい。しかし、現庁舎は特別史跡彦根城内にあり、文化財保護法に基づく現状変更が認められないため、現在地では建替えを行うことができない。併せて、家事事件増加に伴い、庁舎の狭あい化も進行しており、これらの建物の経年劣化状況、施設の機能的不備及び耐震化の緊急性を考慮し、新たに土地を取得し、建替え整備することとした。

津地家裁伊賀支部については、昭和41年建築の庁舎であり、現行の耐震基準を満たしておらず（耐震評価b、評価値0.59）、耐震化を図る必要がある。躯体においては、各所で漏水が発生したり、床の凹凸が認められるなど、老朽化が顕著である。また、設備面では排水管の勾配が緩く、頻繁に詰まりが発生するなどの問題がある。併せて、家事事件増加に伴い、庁舎の狭あい化も進行しており、これらの建物の経年劣化状況、施設の機能的不備及び耐震化の緊急性を考慮し、建替え整備することとした。

- 庁舎耐震化より優先して、新規の庁舎新営として津地家裁を選定した理由は何か。

早期に庁舎の耐震化を図るという従前の方針に変更はないが、庁舎の老朽、狭隘等、必要性、緊急性の度合い等を勘案し選定した。

津地家裁については、昭和39年建築の鉄筋コンクリート造3階建のA館、平成2年建築の鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建のB館及び平成19年建築の鉄骨造3階建のC館で構成され、A館については、基礎、内外壁や床にクラックが生じており外壁及びサッシ周囲から漏水が生じるなど、躯体等の劣化が著しい。その他、設備面においても、高圧ケ

ケーブルが漏電を起こし、一時的に全館が停電になったり、排水管が頻繁に詰まるなど、老朽化が著しい。また、A館においては、エレベーター設備がなく、高齢者や身障者が来庁した際にはエレベーターが設置されたB、C館まで大きく迂回する必要がある、来庁者に不便を強いる状況にある。併せて、家事事件増加に伴い、庁舎の狭あい化も進行しており、これらの建物の経年劣化状況及び機能的不備の抜本的解決を図るために庁舎を新営することとした。

- 平成24年度補正予算で整備が完了しなかった耐震化案件は計上されているのか。

改修による耐震化案件として、平成24年度補正予算案件から仙台地家裁気仙沼支部及び野辺地簡裁をそれぞれ計上した。これらについては、一度予算措置された案件であり、継続分として計上している。

- 平成28年度補正予算で整備が完了しなかった案件は計上されているのか。

改修による耐震化案件として、熊本地裁（保存庁舎）、庁舎新営案件として静内簡裁、増築案件として熊本家裁をそれぞれ計上した。これらについては、一度予算措置された案件であり、継続分として計上している。

- 平成24年度補正予算で整備が完了しなかった盛岡地家裁二戸支部について、耐震化案件として計上されていないのはなぜか。

既に説明したとおり、平成24年度補正予算の執行においては、多くの案件について入札の不調や不落のため契約手続の続行が困難となり、整備が完了しなかったことなどを踏まえ、予算執行の可能性が高いかどうかも十分に考慮して選定したものである。盛岡地家裁二戸支部については、状況等を踏まえて、平成31年度執行は困難と判断した。

- 今後の耐震化についてどのように考えているのか。

耐震診断の結果が評価 a 又は b の庁舎全てについて耐震安全性の基準を満足する評価 d となるよう、最大限の努力をしていきたいと考えている。

また、耐震性に「疑問あり」と判定された宿舎についても、その必要性を勘案しながら、耐震安全性の基準を満たすよう、最大限の努力をしていきたいと考えている。

- 宿舎耐震改修工事については、概算要求施設主要案件に記載がないが、同改修工事に要する費用は計上されていないのか。

■■■■ 宿舎、■■■■ 宿舎、■■■■ 宿舎、■■■■ 宿舎、■■■■ 宿舎
及び■■■■ 宿舎について、宿舎耐震改修工事に要する費用を計上している。

- アスベスト対策経費は計上していないのか。

アスベスト対策経費は計上していないが、平成31年度に緊急的にアスベスト対策工事を実施する必要がある場合などには、優先的に予算措置できるように検討していきたい。